

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		緑地協定の認可（１人協定）			
根拠法令及び条項		都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 54 条第 1 項			
所 管 部 課 名		建設部 緑化公園課			
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市緑地協定要綱(昭和 58 年告示第 53 号)			
	基 準	・ 法 54 条第 1 項 (1 人協定) 3 年以内 2 以上の所有者等が存する日から ・ 認可申請に係る緑地協定の公告等 ○認可公告 随時（法第 47 条第 2 項） ・ 期間 5 年以上 30 年未満（施行規則第 13 条第 7 項）			
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 20 年 5 月 23 日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 25～40 日程度（注：休日は含まない。）			
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 25～40 日			
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日		
備 考					